

「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」

運 用 指 針（改訂版）

令和2年6月

大阪府環境農林水産部 みどり推進室

(目 次)

I . 制度趣旨	・ ・ ・	1
II . 目 的	・ ・ ・	1
III . 民間施設等の緑化義務関係		
【制度の概要】	・ ・ ・	2
【条例・規則・運用指針・解説等】		
III - 1 . 民間施設等の緑化義務・大規模施設の緑化義務	・ ・ ・	5
III - 2 . 適用除外	・ ・ ・	18
III - 3 . 勧告	・ ・ ・	20
III - 4 . 報告及び検査	・ ・ ・	21
III - 5 . 市町村の条例との調整	・ ・ ・	22
III - 6 . 顕彰（おおさか優良緑化賞）	・ ・ ・	23
III - 7 . 公表	・ ・ ・	24
IV . 附則	・ ・ ・	25
V . 府有施設の緑化義務関係	・ ・ ・	26

建築物の敷地等における緑化を促進する制度 運用指針 (大阪府自然環境保全条例第 33 条、34 条)

I. 制度趣旨

都市における樹木、草花、芝生等の緑は、景観、環境、防災、生物の多様性の確保など幅広い効用を有しており、緑を保全創出することは、ヒートアイランド対策や都市の魅力アップ等といった広域的でかつ早急に対処すべき課題の対処方策でもある。一方で、都市部の地表面の多くは舗装道路や建築物等に覆われ、新たな緑化スペースの確保が非常に困難となっている。

このような現状を勘案すると、都市の緑の保全、回復、創出のためには、公共空間の緑化をより一層推進するとともに、緑地が不足している都市の中で大きな構成要素である「建築物の敷地等」について、着実に緑化を図ることが重要である。

このため、大阪府環境審議会答申（平成 17 年 5 月 9 日）を踏まえ、大阪府自然環境保全条例を改正し、平成 18 年 4 月 1 日より「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」による府内の大規模施設の緑化を推進している。

大阪府自然環境保全条例（抄）

II. 目的

【条 例】

(目的)

第一条 この条例は、大阪府環境基本条例（平成六年大阪府条例第五号）の理念にのっとり、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保（「以下自然環境の保全等」という。）を推進することにより、豊かな自然と人とが触れ合う場が確保され、ヒートアイランド現象（大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成十七年大阪府条例第百号）第二条第二号に規定するヒートアイランド現象をいう。）の防止をはじめとする都市環境の改善がなされる等、広く府民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の府民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

【趣 旨】

- 1 緑は多様な効用を有しているが、近年、特に、府域において進行するヒートアイランド現象や地球温暖化といった課題への解決方法として注目されている。ヒートアイランド現象は、本条例の制定時には顕在化していなかった自然現象であるが、その解決に向けての緊急の対処策として平成17年に本条例の目的規定にも盛り込んだものである。

Ⅲ. 民間施設等の緑化義務関係

【制度の概要】

【対象・義務の内容】

- 対象 敷地面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築
- 義務の内容
 - ・ 緑化基準に基づく緑化義務（緑化計画書及び緑化完了書の届出）
 - ・ 緑化の維持管理に関する努力義務

【基準】

- 緑化基準（規則）：敷地面積の10%相当とし、建蔽率に連動した基準

(1) 地上部の緑化基準

- ①新築・改築の場合→次の(ア)、(イ)と建築物の床面積の合計のうち最も小さい面積

(ア) (敷地面積-建築面積)×25%

(イ) (敷地面積-(敷地面積×建蔽率×0.8))×25%

ただし、工場における稼動に必要な施設、学校の運動施設、保育所における屋外遊戯場、公共性の高い道路等は、敷地面積から除くことができる。

- ②増築の場合

(増築面積÷建蔽率-増築面積)×25%

※道路の境界線から水平距離が3m以内に高木（植栽時に樹木の高さが3m以上の樹木）を含む樹木を植栽する場合は、当該緑化面積の2分の1に相当する面積を緑化の面積に加算できる。

(2) 建築物上の緑化基準

利用可能な屋上面積×20%

※地上部と建築物上でそれぞれ緑化が困難な場合、同面積を互いに振替え可

※建築物上又は地上部の緑化を行った場合において、なお特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、建築物上に設置する太陽光発電装置のパネルに係る水平投影面積（太陽光発電装置のパネルの勾配が六十度を超えるものにあつては、当該パネルの面積の二分の一の面積）を緑化面積に算入することができる。

【手続】 (緑化工事の実施)

建築主：緑化計画書を知事へ届出 ⇒ 緑化完了書を知事へ届出

知事：緑化計画書、緑化完了書の内容をもとに指導・助言、報告の徴取

※事務の一部（届出の受理等）を市町村へ事務移譲しているため、知事を市町村長と読み替える。

【実効性の確保】

緑化計画書・緑化完了書の届出がないとき、虚偽報告の届出のとき、緑化基準に適合しないとき ⇒ 勧告 ⇒ 勧告拒否等 ⇒ 氏名公表

【顕彰】

特に優れた取組をした者に対して顕彰（おおさか優良緑化賞の実施）

【その他】

- ・ この条例と同等以上の効果が得られると認める条例を有する市町村の区域は届出義務等は適用除外
- ・ 法律で緑化の担保が取れるもの等については、届出対象外

【緑化の種類（都市緑地法基準を一部準用）】

■ 緑化の種類

- イ 樹木
- ロ 芝その他の地被植物
- ハ 花壇、100リットル以上のプランターその他これらに類するもの
- ニ 水流、池その他これらに類するもの
- ホ イからニまでに付随して設けられる園路、土留その他の施設

【緑化面積の算出方法（都市緑地法基準を一部準用）】

■ 緑化施設的面積は以下の算定方法で得た面積の合計とする。

※ ただし、投影面が一致する部分は重複カウントしない。

※ 緑化基準により算出された面積のうち、地上部において必要とされる面積の2分の1以上の面積は樹木によるものとする。

一 壁面緑化（平成21年7月改正）

- ・ 登はん又は下垂させる場合（補助資材なし）
緑化施設が整備される外壁の直立部分の水平投影の長さ×1m
- ・ 登はん又は下垂させる場合（補助資材あり）
外壁に設置される補助資材もしくは補助資材を兼ねる構造物の垂直投影面積
- ・ 植栽基盤（緑化パネル）を壁面に設置する場合
植栽基盤の垂直投影面積

二 壁面緑化以外

イ 樹木

- ・ 次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。（どの方法を用いてもよい）
- ・ 同一敷地内で複数の算定方法を用いても構わない。

① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積

⇒ 単木で植栽されている場合に適用



② 樹木の高さに応じて下表より算定した半径による当該樹木の幹を中心とした円の面積（ただし、この方法は樹高1m以上の樹木に限る。）

⇒ 街路樹のように、単木で、同一規格で連続して植栽されている場合などに適用

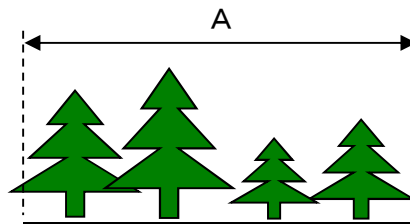
樹高	半径
1m以上2.5m未満	1.1m

2. 5 m以上 4 m未満	1. 6 m
4 m以上	2. 1 m

③植栽基盤部分の水平投影面積

⇒複数の樹木が植栽されている部分（樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われていること）を一体的に緑化施設として捉える場合に適用

- ・ 当該部分の水平投影面積に応じて、樹木が次の式によって計算した本数以上、適切な配置で植えられていること



$$A \leq 1.8T_1 + 1.0T_2 + 4T_3 + T_4$$

A : 当該部分の水平投影面積 (㎡)

T₁ : 高さが4 m以上の樹木の本数

T₂ : 高さが2.5 m以上 4 m未満の樹木の本数

T₃ : 高さが1 m以上 2.5 m未満の樹木の本数

T₄ : 高さが1 m未満の樹木の本数

- ・ 上記計算式は、一定の生長を見込んだ樹木の水平投影面積を係数としており、当該部分を緑化施設としてカウントするためには、将来的にその部分が樹冠で被われるよう、適正な本数が植えられていることが必要であるという考え方である。

ロ 芝その他の地被植物

- ・ 地被植物で覆われている部分の水平投影面積

ハ 花壇その他これに類するもの

- ・ 草花等の植物が生育するための土壌等で表面が覆われている部分の水平投影面積

ニ 水流・池その他これに類するもの（樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）

- ・ 当該部分の水平投影面積

ホ 上記一又はニイからニの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設

- ・ 当該施設の水平投影面積（上記一及びニイ～ニまでの施設の合計面積の4分の1を超えない部分に限る。）

【条例・規則・運用指針・解説等】

Ⅲ－１．民間施設等の緑化義務・大規模施設の緑化義務

【条 例】

(民間施設等の緑化義務)

第三十二条 建築物（府有施設等に係るものを除く。）及びその敷地の所有者又は管理者は、当該建築物及びその敷地について、緑化に努めるものとする。

2 知事は、前項の所有者又は管理者が緑化を推進する場合において、必要があると認めるときは、技術的な指導又は助言その他必要な援助を行うものとする。

【趣 旨】

- 1 民間施設の緑化について、平成17年の条例改正前までは、事務所又は事業所の所有者又は管理者に対してだけの努力義務とされていたが、次の項目以下において規定する緑化計画書の届出義務は住宅等も含め建築物全般を対象とすることから、現在は、本項目においても住宅等も含めた民間施設全般を対象としている。なお、ここで言う建築物とは、第33条の建築物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物）よりも範囲が広く、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設なども含むものである。また、ここでいう民間施設等には、国、他の都道府県、市町村、国が設置する独立行政法人等が所有し、又は管理する施設も含まれるものである。
- 1 また、知事は、これら民間施設等の所有者又は管理者が敷地等の緑化を推進するに当たっては、必要があると認めるときは、技術的な指導又は助言その他必要な援助を行うとするものである。

【条 例】

(大規模施設の緑化義務)

第三十三条 千平方メートル以上の敷地において建築物（建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいい、府有施設等に係る建築物を除く。第三十八条を除き、以下同じ。)の新築、改築又は増築（増築後の建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。)の合計が、増築前の床面積の合計の一・二倍を超えないものを除く。以下同じ。)を行おうとする者は、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地（以下「建築物等」という。）について緑化をしなければならない。

2 前項の規定により緑化をした者は、当該緑化をした部分の適切な維持管理に努めなければならない。

【趣 旨】

- 1 第32条により、民間施設を所有し、又は管理するすべての者に、緑化についての努力義務が生じることになるが、着実な緑化を図るためには、建築物の新增改築等の機会をとらえ、一定の基準に沿った緑化計画を立てることにより確実に緑化を誘導していくことが有効である。そこで、一定規模(敷地面積1,000㎡)以上の建築物の新築、改

築、増築をする者には、規則で定める緑化基準に沿った緑化と、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務付けるものである。なお、増築の対象として増築後の床面積が増築前の1.2倍を超えないものを除くとしている理由は、建築主に過度の負担とならないよう、軽微な増築を対象外とするもので、都市緑地法緑化地域制度（市町村が都市計画に緑化地域を定め、敷地が大規模な建築物(敷地面積1,000㎡以上)について緑化率の最低限度を設ける制度）においても同様の対象としている。

- Ⅰ 緑地の維持管理については、努力義務規定を設けるとともに、維持管理の計画を緑化計画書での必要記載事項とする。

【施行規則】

(大規模施設の緑化基準)

第二十六条 条例第三十三条第一項の規則で定める基準（次条及び別表第二において「緑化基準」という。）は、同表に掲げるとおりとする。

別表第二（第二十六条関係）

項	区分	緑化基準
一	地上部	<p>緑化面積が次のア又はイに掲げる面積のいずれか小さい方の面積以上であること。</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積</p> <p>(ア) (敷地面積－建築面積) × 25%</p> <p>(イ) (敷地面積－(敷地面積×建蔽率×0.8)) × 25%</p> <p>イ 建築物の床面積の合計</p>
二	建築物上	緑化面積が屋上面積の二〇パーセント以上であること。

備考

- 1 別表第一の備考2、備考3及び備考5から備考10までの規定は、この表についても適用する。（平成28年10月改正）
- 2 備考1において適用する別表第一の備考3に規定するもののほか、道路との境界線から水平距離が三メートル以内の範囲に樹木（高さが三メートル以上のものを含む。）を植栽する場合にあっては、備考1において適用する同表の備考3第二号イに規定する面積に当該面積の二分の一に相当する面積を算入することができる。（平成28年10月改正）
- 3 「敷地面積」の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第一号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して知事が必要と認める面積を除くことができる。（平成21年7月改正）
 - 一 上下水道施設等における水処理施設その他の施設
 - 二 工場における貯水槽その他の施設
 - 三 学校教育法第一条に規定する学校における運動場その他の運動施設

四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設における屋外遊戯場その他の設備

五 共同住宅等の敷地内の道路等

六 有料道路の料金徴収所その他の施設の敷地内の道路

七 駅舎等の敷地内の線路

- 4 別表第一の備考 11 から備考 14 までの規定は、この表について準用する。この場合において、同表の備考 12 中「同一面積」とあるのは「同一面積（備考 2 の規定により算入する場合にあっては、その算入後の面積）」と、同表の備考 13 中「いう。」とあるのは「いう。」（備考 2 の規定により算入する場合にあっては、その算入後の面積）」と読み替えるものとする。（平成 28 年 10 月改正）

【参考 別表第一（第 25 条関係）備考】

- 1 「敷地」とは、建築基準法施行令第一条第一号に規定する敷地（当該建築物と一体として利用されるものを含む。）をいう。
- 2 「緑化面積」とは、緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあっては、容量が百リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の面積をいう。
- 3 緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。（平成 21 年 7 月改正）
 - 一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積。ただし、補助資材を用い、又は植栽基盤を設けて整備された緑化施設にあっては、当該補助資材又は植栽基盤の垂直投影面積とする。
 - 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計
 - イ 樹木 次のいずれかの方法により算出された面積の合計
 - (1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
 - (2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル

二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件のいずれにも該当するもの（その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18 T_1 + 10 T_2 + 4 T_3 + T_4$$

(この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

(ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

4 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第一号に定めるところ

による。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して知事が必要と認める面積を除くことができる。

一 上下水道施設等における水処理施設その他の施設

二 府営住宅等の敷地内の道路等

三 学校教育法第一条に規定する学校における運動場その他の運動施設

四 警察の用に供する施設のうち緊急自動車の待機のための施設その他の施設

5 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第二号に定めるところによる。

6 「地上部」とは、敷地のうち建築物（建築基準法第二条第一項第一号に規定する門又は塀等を除く。）の存する部分を除いた部分をいう。

7 増築の場合にあっては、次の各号に掲げる面積は、それぞれ当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 敷地面積 増築に係る建築面積を建蔽率で除した面積

二 建築面積 増築に係る部分の面積

8 「建蔽率」とは、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。

9 「建築物上」とは、建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。

10 「屋上面積」とは、屋上（建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設（太陽光発電装置のパネル等を除く。）に係る部分を除いた面積をいう。

11 地上部における緑化面積について、特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、当該地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物上の緑化をもって代える面積は、建築物上において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。

12 建築物上における緑化面積について、特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該地上部の緑化をもって代える面積は、地上部において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。

13 緑化面積のうち、地上部において緑化すべき面積（備考 11 の規定により建築物上の緑化をもって代える面積を除き、備考 12 の規定により地上部の緑化をもって代える面積を含む。）の二分の一以上は、原則として樹木に係る面積（備考 3 第二号イに掲げる樹木に係る面積をいう。）とする。

14 備考 11 又は備考 12 の規定により建築物上又は地上部の緑化を行った場合において、なお特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、建築物上に設置する太陽光発電装置のパネルに係る水平投影面積（太陽光発電装置のパネルの勾配が六十度を超えるものにあつては、当該パネルの面積の二分の一の面積）を緑化面積に算入することができる。

【運用指針】

○ 緑化基準について

- ・別表第二（規則 26 条関係）で規定する民間施設の緑化基準について、増築施設同様、建築主に過度な負担を与えず、無理なく緑化を進めるため、10%相当とする二つの計算式よりも建築物の床面積の合計が小さい場合は、その面積を緑化基準とするものである。（平成 21 年 7 月改正）

○ 敷地面積について（別表第二の備考 2 関係）

- ・別表第二（規則第 26 条関係）備考 2 により施設の用途を考慮し、必要な面積を緑化になじまないことから敷地面積から除外することができる施設としては、次のものがあげられる。（平成 21 年 7 月改正）

① 上下水道施設等における水処理施設その他の施設

（例）沈殿池、砂ろ過などの水処理施設、焼却炉などの汚泥処理施設、その他これらに類する施設

② 工場における貯水槽その他の施設

（例）貯水・貯油槽、パイプラック、圧力タンク、煙突、クレーン敷地、排水浄化施設等の施設に附帯する防護壁その他これらに類する施設等

③ 学校における運動場その他の運動施設

（例）トラック及びびトラックを外周線とする整地された地面、テニスコート、野球場その他の球技場、プール、弓道場その他これらに類する施設

④ 児童福祉施設敷地内に設けられる屋外設備

（例）保育所における屋外遊戯場

⑤ 共同住宅等の敷地内の道路等

一般に共同住宅等内において不特定多数の車両や歩行者が通行する道路、通路等は、本来道路管理者に管理権及び所有権が帰属されるが、その中には道路管理者に帰属していない道路、通路等もある。本規定は、そのための除外基準である。なお、道路管理者に帰属する道路、通路等については敷地面積から除いて建築確認がなされるので、本規定の適用対象とはならない。また、居住者等に利用が限定されている道路、通路等については、原則どおり緑化対象の敷地面積に算入するものである。

（例）道路法第3条第1項に規定する府道、市町村道等

⑥ 有料道路の料金徴収所その他の施設の敷地内の道路

（例）高速道路料金所敷地内の道路部分（高架上・高架下を含む。）

⑦ 駅舎等の敷地内の線路

（例）駅施設敷地内の線路敷

○ 緑地の維持管理について

条例第 33 条第 2 項において緑地の維持管理の努力義務を定めているが、この維持管理は、緑化施設を設置後、枯損状態で長時間放置してはならないといった緑化の質の維

持とともに、緑化基準の面積等を永続的に確保することという緑化基準の維持の両面を指すものである。

なお、完了届の提出後、緑地の管理者が建築主から変更された場合については、新たな緑地の管理者が適切に管理するものとする。

○ 緑化施設の考え方について（別表第一の備考3関係）

・別表第一（規則第25条関係）備考2に規定する緑化施設は、「植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。」とされており、建築物の内部空間に設けられたアトリウムなどは含まれない。

・別表第1備考2に規定する緑化施設は、種別ごとに区分されており、その内容は以下のとおりである。

①建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設

いわゆる壁面緑化である。近年は、多様な緑化手法が存在するため、その設置方法に応じた算定方法により、緑化面積を算出するものとする。

なお、緑化された傾斜屋根などは、②のイやウに該当するものとして、その水平投影面積で算定することとなる。

②前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設

ア「樹木」・・・地上部の一部が木質化している植物をいい、タケ類を含む。

■次のいずれかの方法により算出された面積の合計

(1)樹木ごとの樹冠の水平投影面積

単木で植栽されている場合や敷地内に保全された樹木に適用

(2)樹木の高さに応じて算定した半径による当該樹木の幹を中心とした円の水平投影面積

街路樹のように、単木で、同一規格で連続して植栽されている場合に適用

(3)植栽基盤部分の水平投影面積

複数の樹木が植栽されている部分（樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われていること）を一体的に緑化施設として捉える場合に適用

■上記(1)～(3)による水平投影面の重複部分

水平投影面が一致する部分（「その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分」、「その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面と一致する部分」）は、上記(1)～(3)のいずれの場合においても重複算入しないものとする。

イ「芝その他の地被植物」・・・地表を低く覆う植物であり、芝、ササ類、草本類などがこれにあたる。

ウ「花壇その他これらに類するもの」・・・草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切

りを設けたりしたものであり、年間を通じて、適宜植え替えなどを行うことにより、相当の期間（おおむね6ヶ月以上）植物が植栽された状態にあることが必要である。なお、野菜等の有用植物を植栽したもの（いわゆる菜園等）については、これらの有用植物を収穫することを主たる目的として設置されるものを除き、都市環境の改善や都市住民のアメニティの向上等に資すると認められるものであれば、これにあたるものとして整理することが可能である。

エ「水流、池その他これらに類するもの」・・・この対象となるものは、「樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る」と規定されており、護岸や底面・水面に石・土などの自然素材や植物が用いられているなど、自然空間の中にある沼や池、川などに類する自然的環境の創出や、動植物の生息・生育空間としての機能が期待できるものを指す。都市的な修景のための浅く直線的なものや水泳プールのような人工的な流れ・水面はこれに含まれない。

オ「前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設」・・・園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場、緑化施設と一体となった散水用配管、排水溝、ベンチ等が含まれる。なお、これらは、前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられることが必要な場合も多い一方、人工物であって、厳密な意味での樹木や植栽等にあたるものではないことから、これらの施設の面積の合計の4分の1を超えない部分に限るものとする。

○ 建築物の増築時における基準について（別表第一の備考8関係）

・別表第一（規則第25条関係）備考8において、既存建築物を増築する場合について、緑化面積を算出する方法を示している。

【具体事例】

敷地面積 1,000 m²、既設建築物面積 500 m²、建蔽率 80%、増築面積 200 m²の場合
 $\{(200 \text{ m}^2 \div 80\%) - 200 \text{ m}^2\} \times 25\% = 12.5 \text{ m}^2$

本基準を適用しない場合

$\{1,000 \text{ m}^2 - (500 \text{ m}^2 + 200 \text{ m}^2)\} \times 25\% = 75 \text{ m}^2$

なお、増築部分のみで上記面積を緑化しなくても、敷地面積全体で表の基準を満たす場合、敷地面積全体で表の基準を満たすために必要な面積以上が緑化されていればよいこととする。

○ 接道部の緑化誘導について（別表第2の備考1、2、4関係）

・多くの府民等が実感できるみどりの街並みの創出を図るとともにヒートアイランド現象による暑熱環境の改善に資するため、接道部への緑化を誘導する改正を行う。

道路との境界線から水平距離が3m以内の範囲に樹木（高さが3m以上のものを含む。）を植栽する場合は、当該範囲の緑化面積に、その面積の1/2に相当する面積を算入することができる。

なお、特別の理由により建築物上の緑化基準を満たすことが困難である場合に、建築物上における緑化が困難な面積相当分を地上部における緑化面積に振り替える場合も、

緑化面積を同様に 1.5 倍して算出することとします。

また、地上部において緑化すべき面積の 2 分の 1 以上は原則として樹木に係る面積とすることについて、樹木に係る面積を同様に 1.5 倍して算出することとします。(平成 28 年 10 月改正)

○ 屋上面積について (別表第一の備考 11 関係)

・別表第一 (規則第 25 条関係) 備考 11 における「建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分」とは、建築基準法施行令第 126 条第 1 項に定める手すり壁、さく又は金網があり、エレベーター、階段 (ステップ型) や平面フロアにより、人が行き来できるものをいう。ただし、梯子で昇り降りする屋上は対象外とする。

また、建築物の管理に必要な施設とは、空調機器、エレベーター、傾斜車路、広告塔や、ヘリポートなどの緊急離着陸場及び緊急救助用スペースなどを指し、藤棚やパーゴラ、太陽光発電装置のパネル等を含まないものとする (緑化面積に算入できるため)。

○ 地上部と建築物上の緑化面積の振替えについて (別表第一の備考 11、12、13 関係)

・別表第一 (規則第 25 条関係) 備考 11、12 において、地上部と建築物上の緑化面積の振替えを認めるのは、次の場合による。なお、備考 13 により、地上部において樹木による緑化面積を 2 分の 1 以上とする算定に当たっては、振替え後の面積を基準として算定するものとする。

①建築物上において利用可能な屋上面積があるにもかかわらず、建築物の構造上緑化をすることが困難な場合

②地上部において、空地があるにもかかわらず、車両出入口や駐車場等のスペースの確保のため、必要とされる緑化面積の確保が困難な場合

○ 太陽光発電装置の扱いについて (別表第一の備考 14 関係)

・別表第一 (規則第 25 条関係) 備考 14 により太陽光発電装置を設置した場合にそのパネル等に係る水平投影面積を緑化面積に算入することができるとした理由については、太陽光発電装置は 1 m²あたり年間約 105kWh の発電が可能で、発電所における 39.7kg の CO₂ の排出抑制につながることなど地球温暖化・ヒートアイランド対策として屋上緑化と同等以上の効果が期待できることから、太陽光発電装置のパネル等を緑化面積に算入できることとしたものである。

なお、緑化を推進する趣旨から、建築物上又は地上部の緑化を行った場合において、なお特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、建築物上に設置する太陽光発電装置のパネルに係る水平投影面積 (太陽光発電装置のパネルの勾配が六十度を超えるものにあつては、当該パネルの面積の二分の一の面積) を緑化面積に算入することができる。(平成 26 年 4 月改正)

○ 複数の敷地により全体の計画が構成される開発等の扱いについて

当該敷地を含む複数の敷地により全体の計画が構成され、かつ、同一の建築主により一体的に整備が図られる建築物の新築、改築又は増築で、全体の計画についての公的な承認行為等の担保が確保されるものについては、各建築確認申請ごとの敷地において緑化基準を満たさなくとも、全体の敷地において基準を満足すれば足りることとする。この場合は、全体の敷地に係る緑化計画書を届出時に添付するものとする。

○ ※都市計画法に基づく開発行為許可における公園・緑地等との関連について
都市計画法の規定による開発行為（土地の区画形質の変更等）の許可にあたり開発区域内で確保された開発面積の3%以上の公園・緑地等については、建築確認申請時の敷地面積に含まれる場合は、緑化計画においても敷地面積および緑化面積として算入することとしている。これは、本制度の緑化計画の届出において対象となる敷地面積が建築確認申請の対象となる“敷地”としているためである。

【条 例】

(緑化計画書の届出等)

第三十四条 前条第一項に規定する者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、緑化計画書を作成し、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするとき(規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、建築物等について緑化が完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

【施行規則】

(届出を要しない変更)

第二十七条 条例第三十四条第一項の規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 緑化施設(別表第一の備考2に規定する緑化施設をいう。以下この条において同じ。)の配置又は規模の変更による緑化面積(別表第一の備考2に規定する緑化面積をいう。以下この条において同じ。)の減少の割合が二十パーセントを超えない場合における当該変更

二 樹種又は樹木の本数の変更による緑化面積の減少の割合が二十パーセントを超えない場合における当該変更

三 緑化面積の増加

四 緑化の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更(当該変更の日が着手予定年月日又は完了予定年月日から一年以内であるものに限る。)

五 緑化施設の管理に関する計画の変更

六 別表第二の一の項に掲げる緑化基準である面積の増加又は減少を伴わない建築面積の変更

七 建築物の名称又は種類の変更

八 条例第三十四条第一項の規定による届出をした者が法人である場合にあっては、その代表者の変更

(申請又は届出の手續)

第三十条 次の各号に掲げる申請又は届出をしようとする者は、当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

一～六 (略)

七 条例第三十四条第一項の規定による届出 緑化計画(変更)書(様式第7号)、

八 条例第三十四条第二項の規定による届出 緑化完了書(様式第8号)

【運用指針】

○ 緑化計画書の届出等について

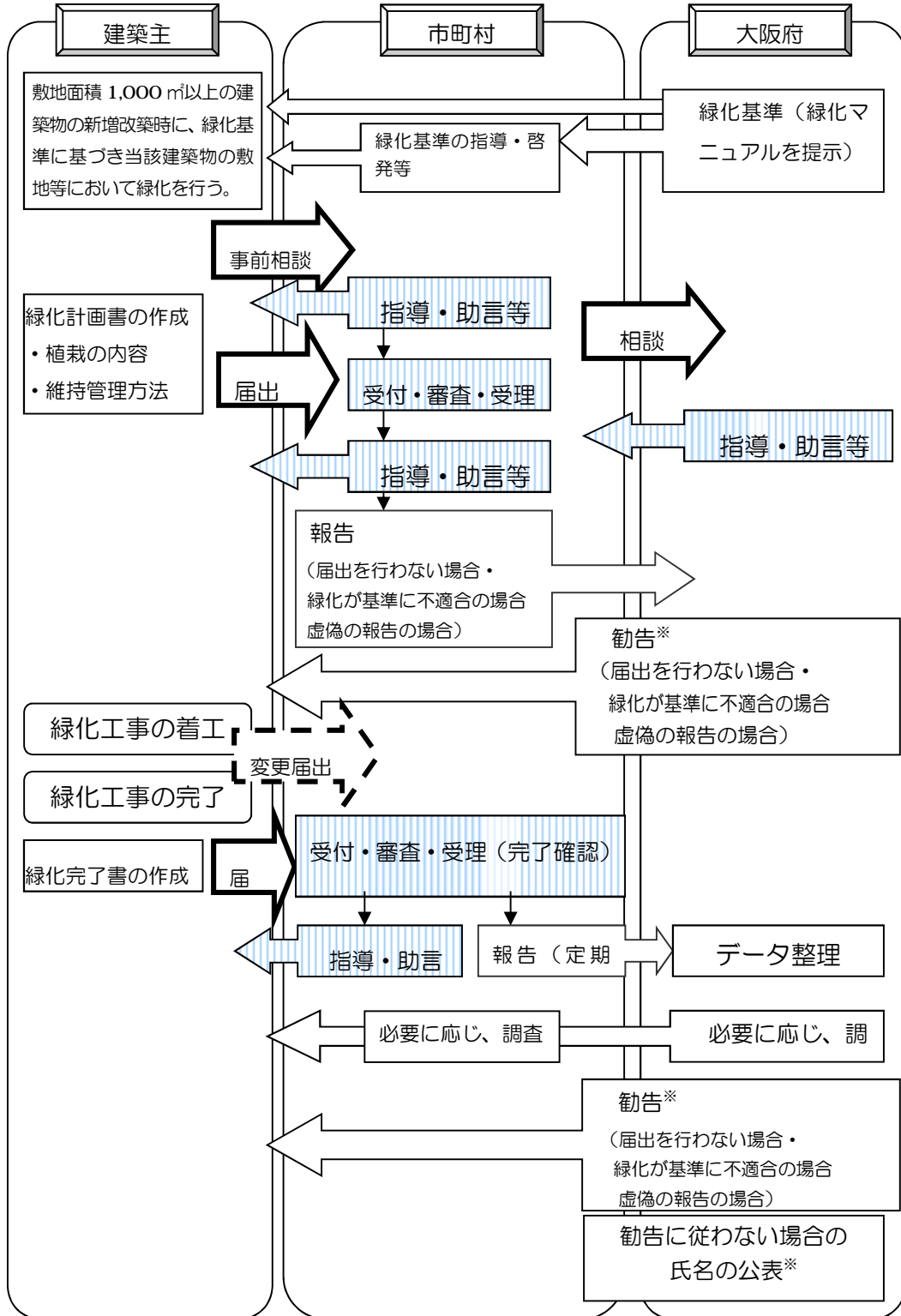
条例第34条第1項に規定する緑化計画（変更）書の届出は、建築基準法第6条第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知を行う前にするものとする。

○ 緑化計画の変更届について

施工段階等で多少の面積の変更がしばしば発生することから、緑化基準である面積の増減を伴わない建築面積の変更や、基準を満たす場合においては、緑化面積の2割までの減少を限度とし、届出を省略できることとしている。（平成21年7月改正）

○ 届出の手続について

条例第34条における緑化計画書、緑化完了書の提出から受理までのフロー（勧告・公表含む）については、下図のとおりとする。



※勧告等の事務を行う市は当該市が対応し、それ以外の市町村は大阪府が対応する。

Ⅲ－２．適用除外

【条 例】

(適用除外)

第三十五条 前二条の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、緑化をしないことについて、特別の事情があると知事が認めるもの
- 二 その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況又は用途によってやむを得ないと知事が認めるもの
- 三 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域内の建築物その他規則で定めるもの

【趣 旨】

Ⅰ 大規模施設の緑化義務及び緑化届出書の提出等について、適用除外となる建築物を定めるものである。その内容は次のとおりである。

- ・公園内に建築される建築物のような周囲に広い緑地を有する建築物
- ・その用途又は敷地の状況によってやむを得ないと認められる建築物
- ・都市緑地法に定める緑化地域をはじめとする他の法令によりこの基準と同等以上の緑化率が確保されているもの

(大阪府自然環境保全条例に基づく府自然環境保全地域、府緑地環境保全地域、自然公園法に基づく自然公園区域、工場立地法に基づく特定工場、都市計画法に基づく風致地区、都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、地区計画等緑化規制)

【施行規則】

(緑化義務の対象としない建築物)

第二十八条 条例第三十五条第三号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第十一条第一項の規定により指定された府自然環境保全地域又は条例第十六条第一項の規定により指定された府緑地環境保全地域内の建築物
- 二 自然公園法第二条第一号に規定する自然公園の区域内の建築物
- 三 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場
- 四 都市計画法第二章の規定により定められた風致地区内の建築物
- 五 都市緑地法第十二条第一項の規定による特別緑地保全地区、同法第三十四条第一項の規定による緑化地域又は同法第三十九条第一項の規定に基づく条例により制限を受ける区域内の建築物

【運用指針】

○ 適用除外とする建築物について

■ 条例第35条第1号に定める建築物とは、都市公園等の広い緑地内に建築される建築物をいう。

■ 条例第35条第2号に定める建築物は、次に掲げる建築物で、物理的又は技術的に緑化が困難であると認められるものをいう。

① 敷地ががけ地である建築物

② 地下又は高架の工作物内に設けられた建築物

③ 敷地の一部を公共の用に供する等、市街地におけるまちづくり施策の一環として整備される建築物

Ⅲ－３． 勧告

【条 例】

(勧告)

第三十六条 知事は、第三十四条第一項の規定による届出をせず建築物の新築、改築若しくは増築に着手した者又は同条第二項の規定による届出を行わない者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第三十四条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第三十三条第一項の基準に適合しないと認めるとき、又は当該届出の内容が虚偽であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

【趣 旨】

- 1 届出を行わない者に対して届出を行うことを勧告することができること、及び届出が緑化基準に適合しないときや、虚偽の届出であると認めるときには、必要な措置を講ずるよう勧告することができることを定めるものである。

Ⅲ－４．報告及び検査

【条 例】

(報告及び検査)

第三十七条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、緑化の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、次に掲げる者の建築物等に立ち入り、緑化の実施状況を検査させることができる。

一 第三十三条第一項に規定する者

二 第三十四条第一項又は第二項の規定による届出をした者

三 第三十四条第一項の規定による届出をせず建築物の新築、改築若しくは増築に着手した者又は同条第二項の規定による届出を行わない者

四 第三十四条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化等について、第三十三条第一項の基準に適合しないと知事が認める届出を行った者又はその内容が虚偽であると知事が認める届出を行った者

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

【施行規則】

(証明書の様式)

第三十一条 次の各号に掲げる証明書の様式は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 条例第三十七条第二項の証明書 様式第十二号

【趣 旨】

1 次の者に対し、緑化の実施状況について報告を求め、又は土地・建物等に立ち入り、実施状況を検査させることができることを定めるものである。

- ・大規模施設の新築、改築又は増築を行おうとする者
- ・緑化計画書及び緑化完了書の届出を行った者
- ・緑化計画書の届出を行わずに建築に着手した者
- ・緑化完了書の届出を行わない者
- ・基準に適合しないと認める届出をした者
- ・虚偽の届出であると認める届出をした者

Ⅲ－５．市町村の条例との調整

【条 例】

(市町村の条例との調整)

第三十八条 建築物等における緑化に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第三十三条から前条までの規定は、適用しない。

【趣 旨】

- Ⅰ 市町村がこの条例と同等以上の条例等による緑化制度を有する場合は、その市町村の区域を適用除外とするものである。

【施行規則】

(条例と同等以上の効果が得られる市町村条例を有するものとして指定する市)

第二十九条 条例第三十八条の規則で定めるところにより指定する市は、堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、八尾市、箕面市及び高石市とする。

Ⅲ－６．顕彰（おおさか優良緑化賞）

【条 例】

（顕彰の実施）

第三十九条 知事は、建築物等における緑化に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。

【趣 旨】

- Ⅰ 緑化に関する建築主のより積極的な取組を促進するため、顕彰の仕組みを位置付けるものである。

Ⅲ－７．公表

【条 例】

(自然環境の破壊事実等の公表)

第四十五条 知事は、この条例の規定に違反して著しく自然環境を破壊している者があるときは、必要に応じ、その破壊の事実を公表するものとする。

2 知事は、第三十六条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

【趣 旨】

- 1 本制度の実効性を確保することにより、条例の趣旨を尊重し、公平性を確保するため、公表に関する規定を設けるものである。ただし、氏名等の公表は、公表に係る者に多大な不利益を被らせることになるため、不利益処分に準じ、公表に係る者の意見聴取を行うこととし、公表に係る者の反論及び防御の機会を保障する。

IV. 附 則

【条 例】

附 則（平成十七年条例第百二十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現になされている建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知に係る建築物及びその敷地における植樹等の緑化については、改正後の大阪府自然環境保全条例第三十三条から第三十九条まで並びに第四十五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

【趣 旨】

1 本条例改正の施行期日を平成18年4月1日からとするものである。

1 経過措置については、この条例の施行日前において既に建築確認の申請（国及び公共団体については通知）を行っている建築物について緑化義務の規定は適用除外とする旨を定めるものである。

【施行規則】

附 則（平成十七年規則第百七十七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年規則第六十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大阪府自然環境保全条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府自然環境保全条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成二十六年規則第五十号）

（施行期日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

V. 府有施設の緑化義務関係

【条 例】

(府有施設等の緑化義務)

第三十一条 府及び府が設立した地方独立行政法人は、これらの設置し、又は管理する施設であつて規則で定めるもの（以下「府有施設等」という。）について、規則で定める基準に従い、植樹等の緑化（以下「緑化」という。）をするものとする。

2 知事は、府有施設等の緑化に関する計画的な推進を図るための計画を策定し、その概要を公表するものとする。

3 知事は、前項の計画の実施状況を定期的に公表するものとする。

【趣 旨】

- 1 府有施設の着実な緑化の推進については、これまで公告で基準を定めて実施してきたが、今回の条例改正に当たり、基準を規則で定め、より確実に実施していくこととする。
- 1 緑化を推進するに当たっては、現在緑化基準を満たしていない府有施設等について、修繕や建替えに併せ緑化基準を満たすよう計画的に緑化を推進するため計画を策定し、緑化状況の定期的な公表を行うものである。

【施行規則】

(緑化をすべき府有施設等)

第二十四条 条例第三十一条第一項の規則で定める施設は、建築物（次に掲げるものを除く。）及びその敷地、都市公園、道路、港湾施設並びに河川とする。

- 一 備蓄倉庫その他これに類するもの
- 二 雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類するもの
- 三 揚水機場及び排水機場
- 四 交番その他の派出所又は駐在所
- 五 前各号に掲げるもののほか、形状若しくは用途により植樹等の緑化（以下「緑化」という。）をすることが適当でなく、又は緑化をしないことについて特別の事情があると知事が認めるもの

【施行規則】

(府有施設等の緑化基準)

第二十五条 条例第三十一条第一項の規則で定める基準(別表第一において「緑化基準」という。)は、同表に掲げるとおりとする。

別表第一(第二十五条関係)

項	府有施設等の区分	緑化基準
一	建築物及びその敷地 新築、改築又は増築(増築後の建築物の床面積(建築基準法施行令第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。)の合計が、増築前の床面積の合計の一・二倍を超えないものを除く。)をする場合	緑化面積が次のいずれにも該当するものであること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積に建築物上における緑化面積を加えた面積が敷地面積の二〇パーセントに満たない場合は、2及び3に該当することをもって足りる。 1 敷地面積の二〇パーセント以上であること。 2 地上部において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア (敷地面積—建築面積) × 25% イ (敷地面積—(敷地面積×建蔽率×0.8)) × 25% 3 建築物上において屋上面積の二〇パーセント以上であること。
	その他の場合	緑化面積が地上部及び建築物上において敷地面積の二〇パーセント以上であること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積が敷地面積の二〇パーセントに満たない場合は、緑化面積が地上部及び建築物上において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア (敷地面積—建築面積) × 25% イ (敷地面積—(敷地面積×建蔽率×0.8)) × 25%
二	都市公園	緑化面積が敷地面積の五〇パーセント以上(知事が別に定めるものにあつては、九〇パーセント以上)であること。
三	道路、港湾施設及び河川	知事が別に定める基準による。

備考

- 1 「敷地」とは、建築基準法施行令第一条第一号に規定する敷地(当該建築物と一体として利用されるものを含む。)をいう。
- 2 「緑化面積」とは、緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設(可動式のものにあつては、容量が百リットル以上のものに限る。))及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)の面積をいう。
- 3 緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。(平成21年7月改正)
 - 一 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された外壁の直立部分の水

平投影の長さの合計に一メートルを乗じて得た面積。ただし、補助資材を用い、又は植栽基盤を設けて整備された緑化施設にあっては、当該補助資材又は植栽基盤の垂直投影面積とする。

二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出された面積の合計

(1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

(3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件のいずれにも該当するもの（その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

(i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18 T_1 + 10 T_2 + 4 T_3 + T_4$$

（この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数)

(ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

- ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積
- ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積
- 4 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第一号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して知事が必要と認める面積を除くことができる。
- 一 上下水道施設等における水処理施設その他の施設
 - 二 府営住宅等の敷地内の道路等
 - 三 学校教育法第一条に規定する学校における運動場その他の運動施設
 - 四 警察の用に供する施設のうち緊急自動車の待機のための施設その他の施設
- 5 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第二条第一項第二号に定めるところによる。
- 6 「地上部」とは、敷地のうち建築物（建築基準法第二条第一項第一号に規定する門又は塀等を除く。）の存する部分を除いた部分をいう。
- 7 増築の場合にあっては、次の各号に掲げる面積は、それぞれ当該各号に定める方法により算出するものとする。
- 一 敷地面積 増築に係る建築面積を建蔽率で除した面積
 - 二 建築面積 増築に係る部分の面積
- 8 「建蔽率」とは、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。
- 9 「建築物上」とは、建築物の屋上、壁面又はベランダ等をいう。
- 10 「屋上面積」とは、屋上（建築物の屋根部分のうち人の出入り及び当該屋根部分の利用が可能な部分をいう。）の面積のうち建築物の管理に必要な施設（太陽光発電装置のパネル等を除く。）に係る部分を除いた面積をいう。
- 11 地上部における緑化面積について、特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、当該地上部において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該建築物上の緑化をもって代える面積は、建築物上において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。
- 12 建築物上における緑化面積について、特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、当該建築物上において必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、地上部の同一面積の緑化をもって代えることができる。この場合において当該地上部の緑化をもって代える面積は、地上部において必要とされる緑化面積には含まれないものとする。
- 13 緑化面積のうち、地上部において緑化すべき面積（備考11の規定により建築物上の緑化をもって代える面積を除き、備考12の規定により地上部の緑化をもって代える面積を含む。）の二分の一以上は、原則として樹木に係る面積（備考3第二号イに掲げる樹木に係る面積をいう。）とする。

14 備考11又は備考12の規定により建築物上又は地上部の緑化を行った場合において、なお特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、建築物上に設置する太陽光発電装置のパネルに係る水平投影面積（太陽光発電装置のパネルの勾配が六十度を超えるものにあつては、当該パネルの面積の二分の一の面積）を緑化面積に算入することができる。

【運用指針】

○ 緑化をすべき府有施設等の定義について（規則第 24 条関係）

・この条例にいう府有施設等とは、庁舎等の建築物（庁舎、社会福祉施設、環境衛生施設、医療施設、教育施設、府営住宅その他の建築施設をいう。）、都市公園、道路、港湾施設及び河川を指す。

・そのうち以下の建築物については、都市環境の改善に支障を及ぼさないと認められるか、施設本来の目的に支障を及ぼすと解されるため、緑化基準の対象としないものとする。

① 備蓄倉庫等（高倉倉庫）や、観測施設（大気汚染観測局、環境監視局等）、揚水機場（排水機場、水門等）、交番その他の派出所又は駐在所（警ら連絡所等）

② 上記①のほか用途若しくは形状により緑化することが適当でなく、又は緑化しないことについて特別の事情があると知事が認めるもの

・上記②の「用途若しくは形状により緑化することが適当でなく、・・・知事が認めるもの」とは、例えば、警ら連絡所や交通詰所のように、緑化になじみにくいものを指し、「緑化しないことについて特別の事情があると知事が認めるもの」とは、その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物等を指す。